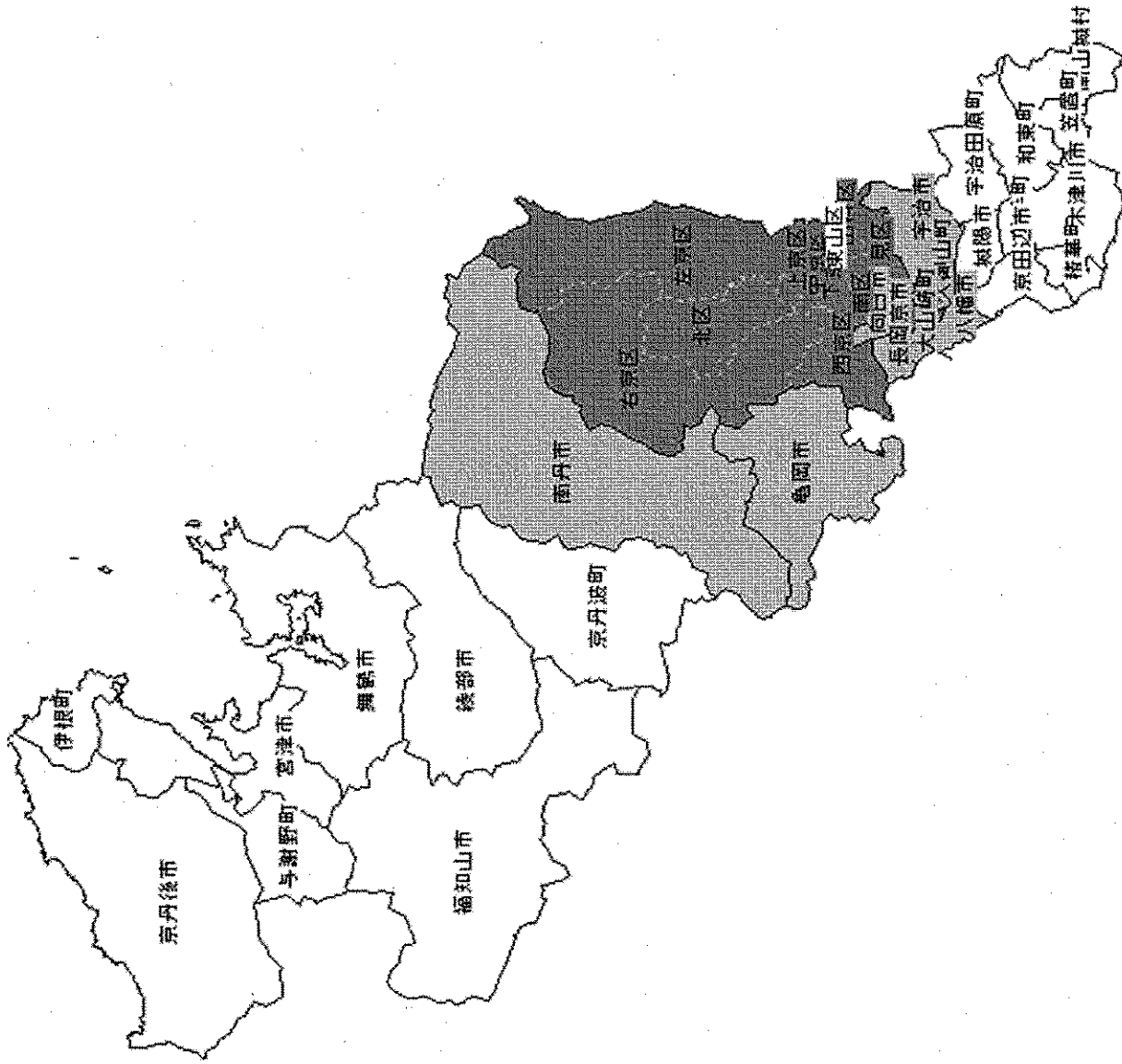


特別区設置法の京都府内対象地域



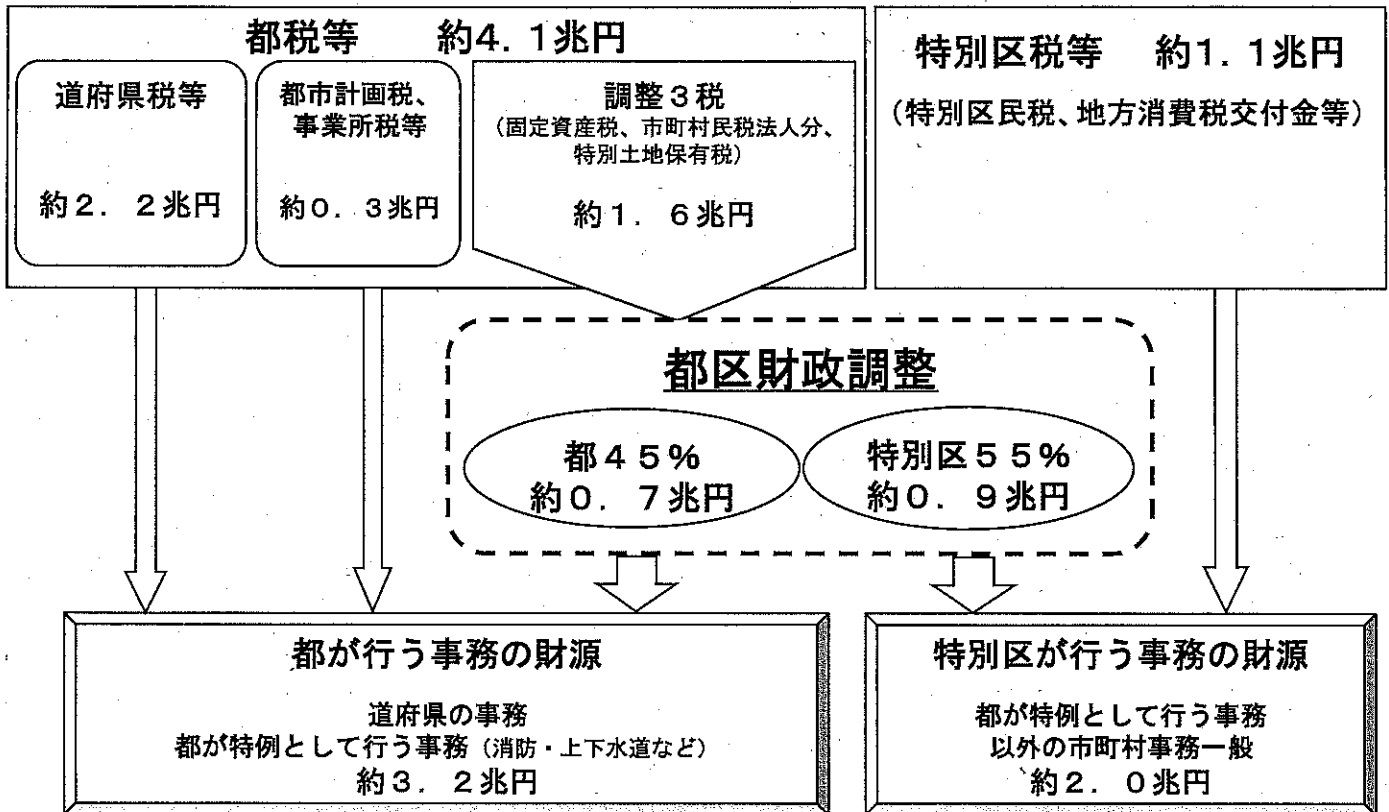
京都市	1,474,015
宇治市	189,609
亀岡市	92,399
向日市	54,328
長岡京市	79,844
八幡市	74,227
南丹市	35,214
大山崎町	15,121
久御山町	15,914
合計	2,030,671

国勢調査より抜粋

平成22年10月1日、単位:人

都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※平成22年度決算額(一般財源ベース)



※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。
 ※「都税等」のうち地方消費税は清算後の額としている。

3. 制度設計試案 (2) 基本フレーム

大阪にふさわしい大都市制度推進協議会資料

1. 調整財源

■ 基本的な考え方 (検討の方向性)

(交付税)

- 各特別自治区が標準的な行政サービスを担う財源を確保するためには、交付税を調整財源とする必要がある
- (地方税)
- 税目は、偏在性や財源調整を賄うに足る規模等を勘案して選択するが、東京都と同じ普通税の三税だけでは各区間の偏在が解消されないケースがあるため、目的税である都市計画税と事業所税についても調整財源とする方向で検討する
- 今後、具体的に示される区割りによっては、調整財源とする税の選択が変更する可能性あり

偏在性が高く、一定の規模がある税目	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通税・・・「法人住民税」(最大格差39.7倍) と「固定資産税」(最大格差15.3倍) ● 目的税・・・「都市計画税」(最大格差13.1倍) と「事業所税」(最大格差23.5倍)
-------------------	---

偏在する可能性がある税目	<ul style="list-style-type: none"> 「たばこ税」 ● 現在は、市に一括して申告納税されているため、偏在性が確認できない ● 昼間人口やたばこの小売販売業者の所在地に左右される可能性がある
--------------	---

※ 特別土地保有税・・・現在は、課税停止のため税収がないが、課税が復活すれば偏在が生じる

■ (参考) 東京都区制度

都税とされている市町村税	特例の理由など
法人住民税、固定資産税 特別土地保有税	都区財政調整の財源とした理由 <ul style="list-style-type: none"> ● 特別区相互間において特に税源の偏在が見られる税であること ● 都と特別区の財源調整を賄うに足る規模を有すること ● 税の用途が制限されていないこと
事業所税、都市計画税	都が自ら徴税し、執行 <ul style="list-style-type: none"> ● 都市環境の整備事業は、広域的な地域を視野に入れて事業展開することが必要 ● 都市計画事業のかかなりの部分を都が実施

3. 制度設計試案 (2) 基本フレーム

(単位: 円)

1人あたり個人住民税			1人あたり法人住民税			1人あたり固定資産税			1人あたりたばこ税		
順位	団体名	金額	順位	団体名	金額	順位	団体名	金額	順位	団体名	金額
1	中央区	85,621	1	中央区	353,186	1	中央区	652,550	1	中央区	9,991
2	天王寺区	80,414	2	北区	194,364	2	北区	442,680	2	西成区	9,813
最大格差		3.6倍	最大格差		39.7倍	最大格差		15.3倍	最大格差		1.1倍
2 3	生野区	35,261	2 3	旭区	10,771	2 3	旭区	43,558	2 3	平野区	8,987
2 4	西成区	23,502	2 4	住吉区	8,905	2 4	西成区	42,691	2 4	鶴見区	8,744
平均		49,021	平均		40,543	平均		104,445	平均		9,321

1人あたりその他の税			1人あたり都市計画税			1人あたり事業所税		
順位	団体名	金額	順位	団体名	金額	順位	団体名	金額
1	中央区	2,375	1	中央区	126,365	1	中央区	69,801
2	北区	1,640	2	北区	73,576	2	北区	38,351
最大格差		5.1倍	最大格差		13.1倍	最大格差		23.5倍
2 3	阿倍野区	515	2 3	東淀川区	10,822	2 3	旭区	3,377
2 4	西成区	470	2 4	西成区	9,660	2 4	住吉区	2,967
平均		754	平均		21,419	平均		9,372

1. 各行政区の財政状況

